

# さぬき市公共施設使用料の見直しについて

令和2年10月

さぬき市

## 目次

### I 基本的な考え方

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

### II 使用料の算定

- 1 使用料設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 使用料金の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 管理原価の算定項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 受益者負担割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

### III 減免措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

### IV 見直し後

- 1 料金体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4~5
- 2 使用料収入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 施行期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

#### (巻末資料)

- 資料1 使用料見直し対象施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 資料2 使用料免除基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 資料3 使用料免除判断フローチャート・・・・・・・・・・・・・・9
- 資料4 使用料料金体系一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10~13

## I 基本的な考え方

### 1 趣旨

市内の公共施設の使用料については、同じ種類で同じ規模の施設であっても、料金体系が統一されていないため、施設間で不均衡が生じています。

また、施設の使用料は、原則、施設を利用する者に応分の負担を求め、施設の維持管理に充てるものであり、施設を利用しない者との負担の公平性を確保することが必要です。

こうしたことから、公共施設の使用料は、受益者負担の原則に基づき統一的な基準により見直しを行うとともに、使用料の減免についても統一的な基準を設定し、運用することとします。

### 2 基本方針

- ①施設を利用する人には応分の負担を求めます。
- ②使用料の算定方法を明確に定めます。
- ③減免規定の統一化を図ります。

### 3 対象施設 資料1

見直し対象施設は、公民館及び公民館類似施設43施設、体育館、武道館、運動広場及び運動場30施設とします。

## II 使用料の算定

### 1 使用料設定の考え方

使用料の設定については、次の統一的な考え方に基づき行うこととします。

- ・料金は、管理原価（維持管理費）から算出し、施設の種類と規模ごとに区分を設ける。
- ・使用時間は、1時間単位とし、料金は、100円単位とする。
- ・市外利用者は、市内利用者の2倍の額とする。
- ・消費税は、使用料の中に含む。

### 2 使用料金の算定方法

使用料金は、次の基本式により算定します。

$$\text{使用料（円/時間）} = \text{平均管理原価（円）} \times \text{貸部屋面積（㎡）} \times \text{受益者負担割合（％）}$$

### 3 管理原価の算定項目

管理原価に算定する経費は次のとおりとし、過去3年間の平均とします。

費目		内容
人にかかる経費	人件費	施設の維持管理や運営に係る職員の人件費
物にかかる経費	物件費	光熱水費、委託料、修繕費など維持管理に要する費用
	減価償却費※	建物の減価償却費の当該年度分

※減価償却費については、地方自治法第225条の逐条解説に「使用料は施設の維持管理経費または減価償却費にあてるべき」とあることや、施設の老朽化による改修や大規模修繕や設備の更新、建替えに伴う経費の増大を見据えた場合、受益者負担の考え方を援用すれば、施設や設備の維持管理に減価償却費も含んだ全ての費用を原価とすることが適当であると考えられます。

### 4 受益者負担割合

見直し対象施設である公民館や体育施設等は、施設の性質にあわせ「公費負担」と「受益者負担」の割合をそれぞれ50%に設定します。

負担割合	主な施設	イメージ
公費 100% ・必需的 ・非市場的	道路、公園	行政自らが提供するサービス。 基本的にはコストは公費負担。
公費 50% 受益者 50%	公民館、体育館	必要性が異なり、民間にはあまり見られないサービス。 コストは公費と受益者が負担。
受益者 100% ・市場性が強い ・選択的	駐車場、病院	必要性が異なるが、民間にもあるサービス。 コストは受益者が負担。

### Ⅲ 減免措置 **資料 2、3**

使用料の減免措置は、公共施設の利用促進やスポーツ振興、地域振興等に一定の効果を挙げています。

しかしながら、現在、減免措置については、明確な基準がなく適用範囲は広がる傾向にあり、利用のほとんどが免除や減免となるような制度は、負担の公平性を損なう恐れがあります。

こうしたことから、市民全体の公平性を確保するため、免除措置については一定の基準を設け、免除判断フローチャートにより統一的に運用することとし、減額措置については、65歳以上の高齢者が半数以上所属している団体は、使用料を50%減額し、また、定期的に使用している使用者のうち、同じ施設を年間100時間を超えて使用する場合は、100時間を超える部分の使用料を50%減額、200時間を超えて使用する場合は、200時間を超える部分の使用料を75%減額することとします。

#### [免除基準]

- 1 市や市教育委員会が主催または共催により利用する場合（法令、条例等に基づく附属機関、審議会、委員会等が使用する場合を含む。）
  - ①市や市教育委員会、法令や要綱に基づく附属機関・審議会・委員会等が行政施策や事務事業を遂行するために利用する場合
  - ②市や市教育委員会が主催または共催する事業の実施団体（協賛する実行委員会）
- 2 市内に所在する団体が市の事業の推進または行政活動を補完する事業等に使用する場合
- 3 市内の公立の保育所、幼稚園、小中学校等が保育や教育の一環として使用する場合
- 4 市内に所在する団体が教育的見地から実施する青少年の育成活動に使用する場合
- 5 市が関与しまたは運営を支援・助成する団体が使用する場合
  - ①社会福祉・障がい者、高齢者等の関係団体
  - ②地域コミュニティ団体
  - ③社会教育・社会体育関係団体
- 6 その他、市長が特に必要と認める場合

#### [減額基準]

65歳以上の高齢者が半数以上所属している団体は、使用料を50%減額  
年間100時間を超えて使用する場合は、100時間を超える部分の使用料を50%減額  
年間200時間を超えて使用する場合は、200時間を超える部分の使用料を75%減額

#### IV 見直し後

##### 1 料金体系 **資料4**

[公民館及び公民館類似施設]

区分（部屋の面積）		使用料（1時間当たり）		使用時間
		見直し前	見直し後	
A	50㎡以下	45円～2,667円	100円	午前9時から午後10時まで
B	50㎡超100㎡以下	45円～3,333円	200円	
C	100㎡超200㎡以下	125円～1,000円	400円	
D	200㎡超	250円～7,250円	600円	
備考				
1 市外の者が使用する場合は、本表で規定する使用料の2倍とする。				
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。				

4

[体育館]

区分（アリーナの規模）		使用料（1時間当たり）		使用時間
		見直し前	見直し後	
全面（バレーコート2面以上）		200円～1,750円	1,000円	午前9時から午後10時まで
半面		100円～1,600円	500円	
備考				
1 市外の者が使用する場合は、本表で規定する使用料の2倍とする。				
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。				
3 体育館に付属する会議室の使用料については、公民館等の使用料を準用する。				

[武道館]

区分	使用料（1時間当たり）		使用時間
	見直し前	見直し後	
柔道場	667円～1,000円	500円	午前9時から午後10時まで
剣道場	667円～1,000円	500円	
備考			
1 市外の者が使用する場合は、本表で規定する使用料の2倍とする。 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。 3 武道館に付属する会議室の使用料については、公民館等の使用料を準用する。			

[運動広場及び運動場]

区分	使用料（1時間当たり）		使用時間
	見直し前	見直し後	
運動広場・運動場	150円～1,000円	500円	午前9時から午後10時まで ※運動広場は午前9時から午後5時まで
備考			
1 市外の者が使用する場合は、本表で規定する使用料の2倍とする。 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。 3 学校開放施設の運動場の照明施設を使用する場合は、1時間当たり500円を加算する。			

同一基準で見直すことにより、同じ種類で同じ規模の施設の間で生じていた料金体系の不均衡が解消されます。

[現状]

津田公民館

部屋名	貸出面積	午前 (3時間)
第1講座室	70.40㎡	3,000円



志度コミュニティセンター

部屋名	貸出面積	午前 (3時間)
会議室	72.00㎡	400円



[見直し後]

津田公民館

部屋名	貸出面積	午前 (3時間)
第1講座室	70.40㎡	600円



志度コミュニティセンター

部屋名	貸出面積	午前 (3時間)
会議室	72.00㎡	600円

## 2 使用料収入

料金体系の見直しと統一した減免基準を運用することで、主に定期的に利用している団体においては、利用時間や利用回数の減少等を想定したうえで、公民館等では見直し後の年間使用料収入は約330万円、体育施設等では約530万円となり、見直し前と比較すると約1.7倍の増加となる見込みです。

## 3 施行期日

令和3年4月1日を施行日とします。



**(卷末資料)**

# 使用料見直し対象施設一覧

資料1

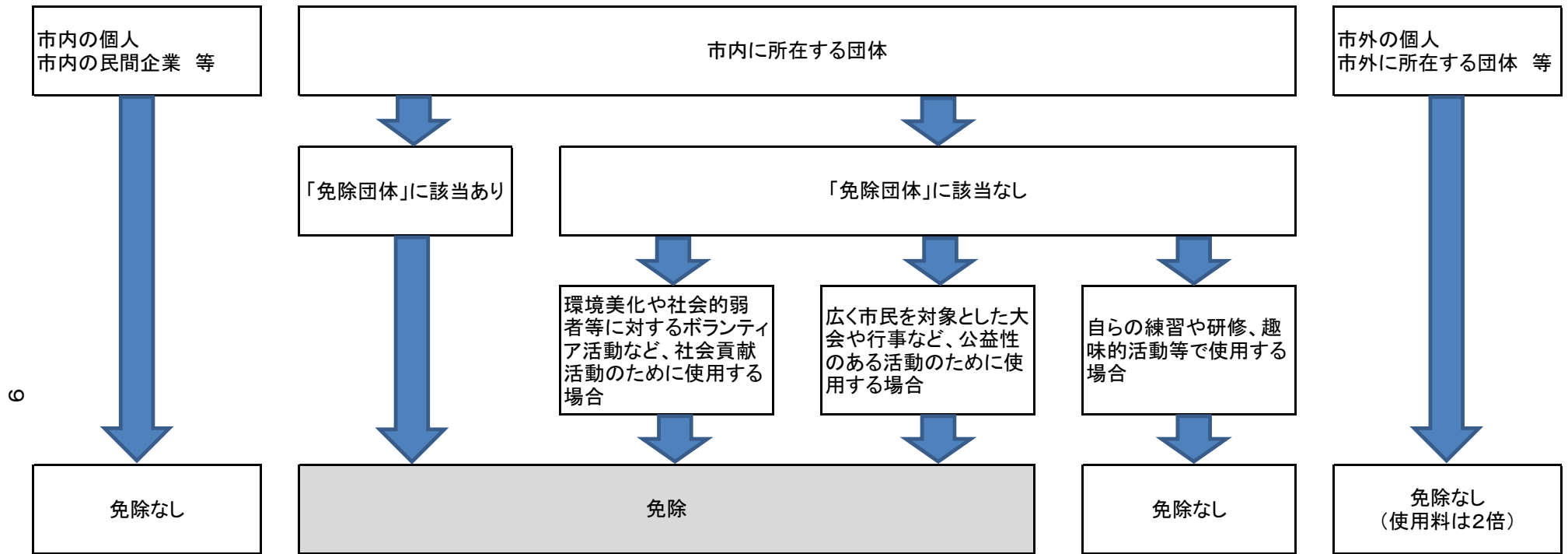
公民館、公民館類似施設			体育館、武道館、運動広場・運動場		
No.	施設名称	所管課	No.	施設名称	所管課
1	津田公民館	生涯学習課	1	津田体育館	生涯学習課
2	津田公民館北山分館	生涯学習課	2	津田第2体育館	生涯学習課
3	大川公民館	生涯学習課	3	津田北山体育館	生涯学習課
4	志度公民館 (志度働く婦人の家)	生涯学習課	4	大川体育館	生涯学習課
5	志度公民館鴨部分館	生涯学習課	5	志度東体育館	生涯学習課
6	志度公民館末分館	生涯学習課	6	神前体育館	生涯学習課
7	長尾公民館 (長尾農業者トレーニングセンター)	生涯学習課	7	B & G 海洋センター体育館	生涯学習課
8	長尾公民館造田分館	生涯学習課	8	屋内ゲートボール場	生涯学習課
9	長尾公民館多和分館	生涯学習課	9	大川武道館	生涯学習課
10	長尾公民館前山分館 (前山多目的研修センター)	生涯学習課	10	志度武道館	生涯学習課
11	長尾公民館昭和分館 (昭和多目的研修センター)	生涯学習課	11	飛翔の館	生涯学習課
12	津田働く婦人の家	生涯学習課	12	石田運動広場	生涯学習課
13	生涯学習館	生涯学習課	13	神前運動広場	生涯学習課
14	津田多目的研修集会施設	生涯学習課	14	伊勢運動広場	生涯学習課
15	南川構造改善センター	生涯学習課	15	野間田運動広場	生涯学習課
16	大川コミュニティセンター	生活環境課	16	下所運動広場	生涯学習課
17	志度コミュニティセンター	生活環境課	17	津田小学校体育館・運動場	生涯学習課
18	辛立文化センター	人権推進課	18	さめき南小学校体育館・運動場	生涯学習課
19	辛立文化センター分館	人権推進課	19	志度小学校体育館・運動場	生涯学習課
20	辛立集会所	人権推進課	20	さめき北小学校体育館・運動場	生涯学習課
21	公文明集会所	人権推進課	21	寒川小学校体育館・運動場	生涯学習課
22	鴨部集会所	人権推進課	22	長尾小学校体育館・運動場	生涯学習課
23	鴨庄漁村センター	農林水産課	23	造田小学校体育館・運動場	生涯学習課
24	小田漁村センター	農林水産課	24	さめき南中学校体育館・運動場	生涯学習課
25	大川農村環境改善センター	農林水産課	25	志度中学校体育館・運動場	生涯学習課
26	志度構造改善センター	農林水産課	26	長尾中学校体育館・柔剣道場・運動場	生涯学習課
27	寒川農村環境改善センター	農林水産課	27	旧鶴羽幼稚園運動場	教育総務課
28	地域活性化複合施設	農林水産課	28	旧鴨部小学校体育館・運動場	教育総務課
29	志度南交流センター	商工観光課	29	旧神前小学校体育館・運動場	教育総務課
30	研修センター	商工観光課	30	旧前山小学校体育館・運動場	教育総務課
31	北原ふれあい会館	福祉総務課			
32	高齢者生きがい発揮促進施設 [椿の庄さんがわ]	長寿介護課			
33	小田ふれあいプラザ	長寿介護課			
34	鴨庄ふれあいプラザ	長寿介護課			
35	鴨部ふれあいプラザ	長寿介護課			
36	寒川ふれあいプラザ	長寿介護課			
37	造田ふれあいプラザ	長寿介護課			
38	津田保健センター	国保・健康課			
39	志度保健センター	国保・健康課			
40	末ふれあいひろば	教育総務課			
41	旧鴨部小学校諸室	教育総務課			
42	旧神前小学校諸室	教育総務課			
43	旧多和小学校横川分校諸室	教育総務課			

# 使用料免除基準

資料2

1.市や市教育委員会が主催または共催により利用する場合（法令、条例等に基づく附属機関、審議会、委員会等が使用する場合を含む。）	
①市や市教育委員会、法令や要綱に基づく附属機関・審議会・委員会等が行政施策や事務事業を遂行するために利用する場合	行政機関、附属機関、消防団、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で定める委員会 等
②市や市教育委員会が主催または共催する事業の実施団体（協賛する実行委員会）	成人式実行委員会 等
2.市内に所在する団体が市の事業の推進または行政活動を補完する事業等に使用する場合	
民生委員児童委員協議会連合会、保護司会、更生保護女性会、子ども会育成連絡協議会、交通安全協会、交通安全母の会、こじかクラブ連絡用議会、防犯協会、連合自治会、食生活改善推進協議会、生活研究グループ、消費者団体連絡協議会、地域協議会、地域安全推進委員、市の委託事業により施設を利用する団体、公益法人 等	
3.市内の公立の保育所、幼稚園、小中学校等が保育や教育の一環として使用する場合	
保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、PTA連絡協議会、単位PTA 等	
4.市内に所在する団体が教育的見地から実施する青少年の育成活動に使用する場合	
00	スポーツ少年団、子ども会 等
5.市が関与または運営を支援・助成する団体が使用する場合	
①社会福祉・障がい者、高齢者等の関係団体	社会福祉協議会、遺族連合会、母子愛育会、障害者団体連合会、手をつなぐ育成会、赤十字奉仕団、老人クラブ連合会、単位老人クラブ 等
②地域コミュニティ団体	単位自治会（支会含む）、自主防災組織、コミュニティ協議会 等
③社会教育・社会体育関係団体	女性団体連絡会、婦人団体連絡協議会、文化協会、文化財保護協会、体育協会 等
6.その他、市長が特に必要と認める場合	
※免除対象外の団体	
5-③の団体に所属及び加盟の各団体、市外（事務所所在地が市外）の公共的団体、商工会、観光協会、農協、漁協、水利組合、土地改良区、民間企業、民間法人 等（ただし、上記の団体であっても、団体本来の活動目的以外で利用する場合には免除しない。）	

### 使用料免除判断フローチャート



※上記のフローチャートによらず、市が主催又は共催する行事や、市から委託して行う行事等の場合は、各所管課から申請を行うことで免除とする。

# 使用料金体系一覧

資料4

時間区分は、午前（9:00～12:00）、午後（13:00～17:00）、夜間（18:00～22:00）で算定

（円）

施設名称	部屋名	貸出面積 (㎡)	現行			区分	見直し後			
			午前 (1時間)	午後 (1時間)	夜間 (1時間)		午前 (1時間)	午後 (1時間)	夜間 (1時間)	照明料 (1時間)
津田公民館	大ホール	313.26	3,333	2,500	3,250	D	600	600	600	-
	第1講座室	70.40	1,000	750	875	B	200	200	200	-
	第2講座室	70.40	1,000	750	875	B	200	200	200	-
	第3講座室	70.40	1,000	750	875	B	200	200	200	-
	調理実習室	70.40	1,000	750	875	B	200	200	200	-
津田公民館北山分館	和室	89.10	1,000	750	875	B	200	200	200	-
	図書室	43.20	規定なし			A	100	100	100	-
	理科室	44.25	規定なし			A	100	100	100	-
	調理室	44.25	1,000	750	875	A	100	100	100	-
大川公民館	第一研修室	45.00	333	250	375	A	100	100	100	-
	第二研修室	45.00	規定なし			A	100	100	100	-
	第一講座室	45.00	333	250	375	A	100	100	100	-
	第二講座室	45.00	333	250	375	A	100	100	100	-
	第三講座室	45.00	333	250	375	A	100	100	100	-
	第四講座室	45.00	333	250	375	A	100	100	100	-
	松の間	28.00	167	125	200	A	100	100	100	-
	竹の間	22.10	167	125	200	A	100	100	100	-
	大広間	117.00	667	500	750	C	400	400	400	-
	料理実習室	74.39	667	500	500	B	200	200	200	-
	大ホール	204.00	1,333	1,000	1,250	D	600	600	600	-
	第一会議室	37.40	333	250	375	A	100	100	100	-
	陶芸作業棟	20.00	167	125	200	A	100	100	100	-
志度公民館 (志度働く婦人の家)	一階会議室	48.96	333	250	375	A	100	100	100	-
	料理実習室	62.55	500	375	500	B	200	200	200	-
	一階和室	28.10	333	250	375	A	100	100	100	-
	二階和室1	26.00	333	250	375	A	100	100	100	-
	二階和室2	43.60	333	250	375	A	100	100	100	-
	図書室	37.70	333	250	375	A	100	100	100	-
志度公民館鴨部分館	調理室	45.50	333	250	325	A	100	100	100	-
	配膳室	45.50	333	250	325	A	100	100	100	-
	会議室	45.50	333	250	325	A	100	100	100	-
	特別室	45.50	333	250	325	A	100	100	100	-
	大会議室	135.00	333	250	325	C	400	400	400	-
志度公民館末分館	料理講習室	40.50	333	250	325	A	100	100	100	-
	大会議室	105.30	333	250	325	C	400	400	400	-
	小会議室	38.90	333	250	325	A	100	100	100	-
長尾公民館 (長尾農業者トレーニングセンター)	ホール	310.30	667	500	1,000	D	600	600	600	-
	大広間	77.50	333	250	500	B	200	200	200	-
	研修室	95.86	333	250	500	B	200	200	200	-
	講座室	47.93	333	250	500	A	100	100	100	-
	相談室	19.31	333	250	500	A	100	100	100	-
	図書室	47.31	333	250	500	A	100	100	100	-
	別棟和室	25.30	333	250	500	A	100	100	100	-
	調理室	78.75	333	250	500	B	200	200	200	-
長尾公民館造田分館	大広間	86.10	500	375	750	B	200	200	200	-
	第1講座室	25.40	500	375	750	A	100	100	100	-
	第2講座室	20.90	500	375	750	A	100	100	100	-
	資料室	26.90	500	375	750	A	100	100	100	-
	図書室	18.00	500	375	750	A	100	100	100	-
	調理室	51.00	500	375	750	B	200	200	200	-
長尾公民館多和分館	大広間	83.76	500	375	750	B	200	200	200	-
	講義室	24.82	500	375	750	A	100	100	100	-
	資料室	17.21	500	375	750	A	100	100	100	-
	図書室	19.32	500	375	750	A	100	100	100	-
	調理室	32.72	500	375	750	A	100	100	100	-
長尾公民館前山分館 (前山多目的研修センター)	大広間	125.26	500	375	750	C	400	400	400	-
	調理室	50.45	500	375	750	B	200	200	200	-
長尾公民館昭和分館 (昭和多目的研修センター)	大広間	80.50	500	375	750	B	200	200	200	-
	研修室	26.60	500	375	750	A	100	100	100	-
	和室	18.20	500	375	750	A	100	100	100	-
	調理室	26.60	500	375	750	A	100	100	100	-
津田働く婦人の家	第1講習室(洋)	73.80	1,333	1,000	1,125	B	200	200	200	-
	第2講習室(和)	46.20	1,000	750	875	A	100	100	100	-
	第3講習室(和)	52.00	1,000	750	875	B	100	100	100	-
	小会議室	32.40	1,000	750	875	A	100	100	100	-
	託児室	39.60	1,000	750	875	A	100	100	100	-

施設名称	部屋名	貸出面積 (㎡)	現行			見直し後				
			午前 (1時間)	午後 (1時間)	夜間 (1時間)	区分	午前 (1時間)	午後 (1時間)	夜間 (1時間)	照明料 (1時間)
生涯学習館	研修ホール	205.34	333	250	325	D	600	600	600	-
	図書館	28.01	333	250	325	A	100	100	100	-
	情報室・学習室	55.25	333	250	325	B	200	200	200	-
	和室	87.72	333	250	325	B	200	200	200	-
	児童室	23.44	333	250	325	A	100	100	100	-
	調理室	56.25	333	250	325	B	200	200	200	-
試食室	46.50	333	250	325	A	100	100	100	-	
津田多目的研修集会施設	調理室	63.92	1,000	750	875	B	200	200	200	-
	第1農事研修室	50.91	1,000	750	875	B	200	200	200	-
	第2農事研修室	42.01	667	500	625	A	100	100	100	-
	生活実習室	41.60	667	500	625	A	100	100	100	-
	体育館	408.00	300	300	300	半面※2	500	500	500	-
南川構造改善センター	第1会議室	39.75	200	200	200	A	100	100	100	-
	第2会議室	66.25	400	400	400	B	200	200	200	-
大川コミュニティセンター	集会室	65.85	667	750	1,125	B	200	200	200	-
志度コミュニティセンター	会議室	72.00	133	100	175	B	200	200	200	-
	展示ホール	49.90	133	100	175	A	100	100	100	-
辛立文化センター	集会室	195.00	333	250	500	C	400	400	400	-
	パソコン教室	49.16	333	250	500	A	100	100	100	-
	視聴覚室	35.00	333	250	500	A	100	100	100	-
	会議室	42.00	333	250	500	A	100	100	100	-
	研修室	42.00	333	250	500	A	100	100	100	-
	図書室	36.00	333	250	500	A	100	100	100	-
	談話室	24.60	333	250	500	A	100	100	100	-
	調理室	35.80	333	250	500	A	100	100	100	-
辛立文化センター分館	会議室・教養娯楽室	94.50	333	250	500	B	200	200	200	-
	相談室	23.40	333	250	500	A	100	100	100	-
辛立集会所	集会室	54.52	333	250	500	B	200	200	200	-
	老人室	20.88	333	250	500	A	100	100	100	-
	調理室・生活改善室	19.27	333	250	500	A	100	100	100	-
公文明集会所	厨房	23.65	333	250	500	A	100	100	100	-
	集会室	61.19	333	250	500	B	200	200	200	-
	老人室	24.86	333	250	500	A	100	100	100	-
鴨部集会所	調理室	22.52	333	250	500	A	100	100	100	-
	和室(12帖)	24.45	333	250	500	A	100	100	100	-
	視聴覚集会室	24.00	333	250	500	A	100	100	100	-
	図書室	14.29	333	250	500	A	100	100	100	-
	相談室	9.18	333	250	500	A	100	100	100	-
鴨庄漁村センター	大会議室	60.00	167	125	250	B	200	200	200	-
	小会議室	17.00	133	100	175	A	100	100	100	-
	料理講習室	50.00	133	100	175	A	100	100	100	-
小田漁村センター	大会議室	120.00	167	125	250	C	400	400	400	-
	小会議室(1)	18.00	133	100	175	A	100	100	100	-
	小会議室(2)	25.50	133	100	175	A	100	100	100	-
	料理講習室	35.00	133	100	175	A	100	100	100	-
大川農村環境改善センター	多目的ホール	429.88	6,000	6,500	7,250	D	600	600	600	-
	農事研修室	104.10	1,667	1,750	2,250	-	-	-	-	-
	会議室	92.70	1,667	1,750	2,250	-	-	-	-	-
	農事相談室	34.97	833	875	1,125	A	100	100	100	-
志度構造改善センター	大集会室(全面)	715.20	333	250	325	全面※2	1,000	1,000	1,000	-
	大集会室(半面)	357.60		規定なし		半面※2	500	500	500	-
	和室研修室(1)	32.78	133	100	150	A	100	100	100	-
	和室研修室(2)	38.25	133	100	150	A	100	100	100	-
	生活改善実習室	53.55	133	100	150	B	200	200	200	-
	健康管理室	35.70	133	100	150	A	100	100	100	-
	後継者研修室	31.75	133	100	150	A	100	100	100	-
寒川農村環境改善センター	婦人青少年室	27.75	333	250	500	-	-	-	-	-
	農事相談情報室	27.75	333	250	500	A	100	100	100	-
	農事実習室	42.93	667	500	1,000	-	-	-	-	-
	農事研修室	58.68	667	500	1,000	B	200	200	200	-
	資料図書室	27.18	333	250	500	-	-	-	-	-
	共同調理室	19.31	333	250	500	-	-	-	-	-
	休養室(老人室)	37.98	667	500	1,000	A	100	100	100	-
	健康管理室A	17.90	333	250	500	-	-	-	-	-
	健康管理室B	37.26	667	500	1,000	-	-	-	-	-
	多目的ホール	310.69	2,000	1,500	2,250	D	600	600	600	-
	ステージ及び控室	85.76	667	500	1,000	B	200	200	200	-
	文化集会室(教養娯楽室)	86.74	667	500	1,000	B	200	200	200	-

施設名称	部屋名	貸出面積 (㎡)	現行			見直し後				
			午前 (1時間)	午後 (1時間)	夜間 (1時間)	区分	午前 (1時間)	午後 (1時間)	夜間 (1時間)	照明料 (1時間)
地域活性化複合施設	集会室	72.00	400	400	800	B	200	200	200	-
	調理室	72.00	400	400	800	B	200	200	200	-
	体育館	702.00	800	800	1,600	片面※1	500	500	500	-
志度南交流センター	多目的ホール	251.42	167	125	250	片面※2	500	500	500	-
	ミーティングルーム	42.31	133	100	175	A	100	100	100	-
研修センター	研修室	115.52	167	125	250	C	400	400	400	-
	研修室(和室)	14.63	133	100	175	A	100	100	100	-
	調理室	13.53	規定なし			A	100	100	100	-
北原ふれあい会館	老人教室	41.60	規定なし			A	100	100	100	-
	事務室	45.80	規定なし			A	100	100	100	-
高齢者生きがい発揮促進施設 [椿の庄さんがわ]	農業者健康相談室	87.48	3,333	2,500	2,500	B	200	200	200	-
	郷土芸能継承室	48.60	2,667	2,000	2,000	A	100	100	100	-
	伝統料理等実習室	25.92	1,333	1,000	1,000	A	100	100	100	-
小田ふれあいプラザ	ふれあいサロン	97.47	500	500	500	B	200	200	200	-
	会議室1	32.49	500	500	500	A	100	100	100	-
	会議室2	27.07	500	500	500	A	100	100	100	-
	健康増進室	43.32	500	500	500	A	100	100	100	-
	調理実習室	43.32	500	500	500	A	100	100	100	-
鴨庄ふれあいプラザ	ふれあいサロン	81.22	500	500	500	B	200	200	200	-
	会議室1	22.56	500	500	500	A	100	100	100	-
	会議室2	22.56	500	500	500	A	100	100	100	-
	調理実習室	44.00	500	500	500	A	100	100	100	-
鴨部ふれあいプラザ	ふれあいサロン	64.85	500	500	500	B	200	200	200	-
	会議室1	27.07	500	500	500	A	100	100	100	-
	会議室2	27.07	500	500	500	A	100	100	100	-
	健康増進室	47.57	500	500	500	A	100	100	100	-
	調理実習室	49.96	500	500	500	A	100	100	100	-
寒川ふれあいプラザ	ふれあいサロン	64.00	500	500	500	B	200	200	200	-
	健康増進室	44.00	500	500	500	A	100	100	100	-
	調理実習室	35.75	500	500	500	A	100	100	100	-
造田ふれあいプラザ	ふれあいサロン	64.00	500	500	500	B	200	200	200	-
	健康増進室	48.00	500	500	500	A	100	100	100	-
	調理実習室	36.00	500	500	500	A	100	100	100	-
津田保健センター	会議室	129.93	1,000	750	1,000	C	400	400	400	-
	多目的室	162.61	1,000	750	1,000	C	400	400	400	-
	和室	133.60	1,000	750	1,000	C	400	400	400	-
	キッチンスタジオ	84.80	1,000	750	1,000	B	200	200	200	-
	母子ルーム	67.64	規定なし			B	200	200	200	-
志度保健センター	大会議室	120.00	1,000	750	1,000	C	400	400	400	-
末ふれあいひろば	普通教室1	48.91	45	45	45	A	100	100	100	-
	普通教室2	55.48	45	45	45	B	200	200	200	-
	普通教室3	55.48	45	45	45	B	200	200	200	-
	普通教室4	55.48	45	45	45	B	200	200	200	-
	特別教室	66.20	45	45	45	B	200	200	200	-
津田体育館	体育館(全面)	1,126.13	1,000	1,000	1,250	全面	1,000	1,000	1,000	-
	体育館(片面)	563.07	500	500	625	片面	500	500	500	-
津田第2体育館	体育館(全面)	702.00	1,000	1,000	1,250	全面	1,000	1,000	1,000	-
	体育館(片面)	351.00	500	500	625	片面	500	500	500	-
津田北山体育館	体育館(全面)	565.35	1,000	1,000	1,250	片面※1	500	500	500	-
	体育館(片面)	351.00	500	500	625	-	-	-	-	-
大川体育館	体育館(全面)	792.75	1,000	1,200	1,750	全面	1,000	1,000	1,000	-
	体育館(片面)	396.38	規定なし			片面	500	500	500	-
	ミーティングルーム	38.70	規定なし			A	100	100	100	-
志度東体育館	体育館(全面)	956.34	1,000	1,200	1,750	全面	1,000	1,000	1,000	-
	体育館(片面)	478.17	規定なし			片面	500	500	500	-
神前体育館	体育館(全面)	762.61	1,000	1,200	1,750	全面	1,000	1,000	1,000	-
	体育館(片面)	380.81	規定なし			片面	500	500	500	-
	ミーティングルーム	84.11	規定なし			B	200	200	200	-
	和室	45.23	規定なし			A	100	100	100	-
寒川B & G海洋センター体育館	体育館(全面)	706.10	667	600	1,250	全面	1,000	1,000	1,000	-
	体育館(片面)	353.05	規定なし			片面	500	500	500	-
屋内ゲートボール	ゲートボール場	1,100.21	500	500	500	ゲートボール場	500	500	500	-
大川武道館	柔道場	223.48	667	500	1,000	柔道場	500	500	500	-
	剣道場	340.40	667	500	1,000	剣道場	500	500	500	-
志度武道館	柔道場	226.44	667	500	1,000	柔道場	500	500	500	-
	剣道場	226.44	667	500	1,000	剣道場	500	500	500	-
	会議室	35.62	規定なし			A	100	100	100	-

施設名称	部屋名	貸出面積 (㎡)	現行			見直し後				
			午前 (1時間)	午後 (1時間)	夜間 (1時間)	区分	午前 (1時間)	午後 (1時間)	夜間 (1時間)	照明料 (1時間)
飛翔の館	柔道場	384.20	667	500	1,000	柔道場	500	500	500	-
	剣道場	384.20	667	500	1,000	剣道場	500	500	500	-
石田運動広場	運動広場	-	1,000	1,000	-	運動広場	500	500	-	-
神前運動広場	運動広場	-	1,000	1,000	-	運動広場	500	500	-	-
伊勢運動広場	運動広場	-	1,000	1,000	-	運動広場	500	500	-	-
下所運動広場	運動広場	-	250	250	-	運動広場	500	500	-	-
野間田運動広場	野球場	-	250	250	-	運動広場	500	500	-	-
	サッカー場	-	250	250	-	運動広場	500	500	-	-
	多目的広場	-	250	250	-	運動広場	500	500	-	-
津田小学校	体育館(全面)	420.00	500	375	750	全面	1,000	1,000	1,000	-
	体育館(半面)	210.00	規定なし			半面	500	500	500	-
	運動場	-	667	500	1,000	運動場	500	500	500	500
さぬき南小学校	体育館(全面)	897.60	267	200	350	全面	1,000	1,000	1,000	-
	体育館(半面)	448.80	133	100	175	半面	500	500	500	-
	運動場	-	200	150	300	運動場	500	500	500	500
志度小学校	体育館(全面)	792.00	357	357	813	全面	1,000	1,000	1,000	-
	体育館(半面)	396.00	規定なし			半面	500	500	500	-
	運動場	-	333	250	500	運動場	500	500	500	500
さぬき北小学校	体育館(全面)	368.46	143	143	325	半面※1	500	500	500	-
	運動場	-	333	250	500	運動場	500	500	500	500
寒川小学校	体育館(全面)	720.72	667	500	1,000	全面	1,000	1,000	1,000	-
	体育館(半面)	360.36	規定なし			半面	500	500	500	-
	運動場	-	333	250	500	運動場	500	500	500	500
長尾小学校	体育館(全面)	832.95	667	500	1,000	全面	1,000	1,000	1,000	-
	体育館(半面)	416.48	規定なし			半面	500	500	500	-
	運動場	-	333	250	500	運動場	500	500	500	500
造田小学校	体育館(全面)	758.19	667	500	1,000	全面	1,000	1,000	1,000	-
	体育館(半面)	379.10	規定なし			半面	500	500	500	-
	運動場	-	333	250	500	運動場	500	500	500	500
さぬき南中学校	体育館(全面)	1,006.95	667	500	1,000	全面	1,000	1,000	1,000	-
	体育館(半面)	503.48	規定なし			半面	500	500	500	-
	運動場	-	333	250	500	運動場	500	500	500	500
志度中学校	体育館(全面)	1,152.50	357	357	813	全面	1,000	1,000	1,000	-
	体育館(半面)	576.25	規定なし			半面	500	500	500	-
	運動場	-	333	250	500	運動場	500	500	500	500
長尾中学校	体育館(全面)	913.86	667	500	1,000	全面	1,000	1,000	1,000	-
	体育館(半面)	456.93	規定なし			半面	500	500	500	-
	運動場	-	333	250	500	運動場	500	500	500	500
	柔道場	230.56	667	500	1,000	柔道場	500	500	500	-
	剣道場	230.56	667	500	1,000	剣道場	500	500	500	-
	卓球場	386.96	500	375	750	半面※3	500	500	500	-
旧鶴羽幼稚園	運動場	-	250	250	850	運動場	500	500	500	500
旧鴨部小学校	諸室	-	100	100	200	-	面積区分による料金			-
	体育館(全面)	662.00	300	300	300	全面	1,000	1,000	1,000	-
	体育館(半面)	331.00	規定なし			半面	500	500	500	-
	運動場	-	250	250	850	運動場	500	500	500	500
旧神前小学校	諸室	-	100	100	200	-	面積区分による料金			-
	体育館(全面)	400.00	300	300	300	半面※1	500	500	500	-
	運動場	-	250	250	850	運動場	500	500	500	500
旧前山小学校	体育館(全面)	436.00	300	300	300	半面※1	500	500	500	-
	運動場	-	250	250	850	運動場	500	500	500	500
旧多和小学校横川分校	諸室	-	100	100	200	-	面積区分による料金			-

※1 バレーボールコートが2面取れないため、全面使用の場合でも料金は体育館(半面)の料金を適用

※2 バレーボールの利用ができる設備が備わっており、体育利用の目的で整備された部屋あるため体育館の料金を適用

※3 卓球場は体育館(半面)の料金を適用